

兵庫県公報

平成23年10月7日 金曜日 第2327号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 平成23年度地籍調査事業計画の変更（同）	3
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 入札公告（県立大学）	9

告 示

兵庫県告示第1051号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
セレニティ薬局	有限会社嵯峨 取締役 細見 淑子	神戸市東灘区岡本3-7-9 ラヴィール岡本1F-A	平成23年4月26日
スギ薬局 阪神深江店	株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原 栄一	同 市同 区深江北町3-4-19	同 年8月1日
ライフオート 阪神御影駅南薬局	株式会社ライフオート 代表取締役 林 勝彦	同 市同 区御影本町4-10-1 田中屋本店阪神御影駅南ビル1F	同
ホームケアクリニック こうべ	五島 正裕	同 市中央区中町通2-3-2 神戸駅前ツインビル8階	平成23年7月1日
つかもと形成外科・創傷クリニック	塚本 金作	同 市垂水区日向2-2-4 2F	同 年8月1日
さくら薬局 神戸学が丘店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	同 市同 区学が丘1-20-15	同
なかのクリニック	中野 爲夫	尼崎市塚口町2-29-1	同
わだ脳神経外科クリニック	和田 太郎	同 市長洲本通1-10-1 アテナナ21 1F	同
イエロー・グリーン薬局 むこのそう店	株式会社ミック 代表取締役 中川 春原	同 市武庫之荘2-30-12 コニファー101号室	平成23年7月1日
ひまわり薬局 尼崎店	株式会社エイチエルエス 取締役 三谷 妙子	同 市昭和南通5-98番地	同

ひまわり薬局 明倫店	同 上	同 市蓬川町302-16 ザ・ガーデネスク シティアクア館105号	同
さくら薬局 園田駅前店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	同 市東園田町9-18-1	平成23年8月1日
むつみ薬局	株式会社ワイズ 代表取締役 金光 良男	同 市尾浜町2-25-20	同
訪問看護ステーション ありまこうげん	医療法人 寿栄会 理事長 後藤田 義夫	同 市南武庫之荘1-19-9-201	平成23年9月1日
フタツカ薬局 西新町	株式会社大新堂 代表取締役 二塚 安子	明石市大道町2-3-1 西村マンショ ン102号	平成21年11月1日
あかね調剤薬局 大久保 店	有限会社ケー・アンド・ケー 代表取締役 兼吉 茂樹	同 市大久保町駅前1-3-8	平成23年7月1日
訪問看護ステーション めぐみ	株式会社グランドライフ 代表取締役 小谷 好恵	同 市魚住町西岡2300番地8	同 年8月1日
なの花薬局 西宮室川店	株式会社共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	西宮市室川町10-28	同 年7月1日
宮代眼科	宮代 美樹	芦屋市春日町7-3 サンクレール芦屋 202	同
サン薬局伊丹店	有限会社メディカルノブ 代表取締役 大久保 映伸	伊丹市伊丹1-7-16	平成23年1月31日
かどの歯科医院	角野 亮太郎	豊岡市大手町4-5	同 年6月1日
近藤歯科医院	金澤 重男	加古川市加古川町溝之口217-14	同
かもめ薬局 新野辺店	トライアドウエスト株式会社 代表取締役 藤井 貴子	同 市別府町新野辺1258-1	平成23年7月1日
フタツカ薬局 土山店	ピーシーメディカル株式会社 代表取締役 二塚 安子	同 市平岡町土山長オサ155-1	同 月26日
さくら薬局 小林駅前店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	宝塚市小林2-10-17 ストリート小林 2 F	平成23年8月1日
さくら薬局 清荒神駅前 店	同 上	同 市清荒神1-3-15 パセオ清荒神	同
さくら薬局 逆瀬川駅前 店	同 上	同 市逆瀬川2-1-11	同
さくら薬局 宝塚小林店	同 上	同 市小林5-4-19 エステート吉田 1 F	同
さくら薬局 宝塚売布店	同 上	同 市売布2-12-6 谷内ビル102	同
あきた皮フ科クリニック	秋田 浩二	南あわじ市市小井字川西451-55	同
なの花薬局 日生中央駅 前店	株式会社共栄ファーマシー 代表取締役 船本 一宏	川辺郡猪名川町松尾台1-2-2	平成23年7月1日
開発医院	開発 直明	揖保郡太子町太田1517-1	同 年8月1日



兵庫県告示第1052号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

北野土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
山 本 節 男

住 所
加古川市野口町北野927番地2

同	中 田 要	同	市野口町北野502番地
同	伊 藤 登	同	市野口町北野1115番地 7
同	大 西 正 一	同	市野口町北野724番地 4
同	田 中 勝 一	同	市野口町北野757番地 3
同	岸 本 一 三	同	市野口町北野1127番地
同	中 田 千 秋	同	市野口町北野527番地 1
同	小 林 喜 明	同	市野口町北野595番地
同	岸 本 昇	同	市野口町北野947番地
同	岸 本 敏 和	同	市野口町北野1050番地 1
同	中 田 洋	同	市野口町北野1304番地
同	高 松 典 夫	同	市野口町北野546番地
監 事	小 林 敏 美	同	市野口町北野565番地
同	高 松 政 計	同	市野口町北野531番地
同	田 川 澄 敏	同	市野口町北野1132番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

中 田 洋

山 本 節 男

大 西 正 一

田 中 勝 一

岸 本 一 三

中 田 千 秋

小 林 喜 明

岸 本 昇

岸 本 敏 和

高 松 典 夫

高 松 五 己

橋 本 次 男

高 松 政 計

田 川 澄 敏

高 松 幸 夫

住 所

加古川市野口町北野1304番地

同 市野口町北野927番地 2

同 市野口町北野724番地 4

同 市野口町北野757番地 3

同 市野口町北野1127番地

同 市野口町北野527番地 1

同 市野口町北野595番地

同 市野口町北野947番地

同 市野口町北野1050番地 1

同 市野口町北野546番地

同 市野口町北野513番地

同 市野口町北野935番地 3

同 市野口町北野531番地

同 市野口町北野1132番地

同 市野口町北野535番地 1



兵庫県告示第1053号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年9月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神戸北（中の池）地区	平成23年10月7日から 同 月27日まで	神 戸 市 北 区 役 所

同 上	神戸北（西谷中池）地区	同 上	同 上
同 上	神戸北（西の谷池）地区	同 上	同 上



兵庫県告示第1054号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度の地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	豊岡市のうち竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結及び出石町暮坂	平成23年4月から平成24年3月まで
同 上	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、奥米地、畑、大屋町大杉、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、関宮、尾崎及び吉井	同 上
同 上	朝来市のうち生野町竹原野、生野町黒川、生野町栃原、生野町小野、生野町奥銀谷、和田山町寺内、和田山町高生田、和田山町室尾、和田山町市場、和田山町和田、和田山町高田、和田山町白井、和田山町久田和、和田山町宮、和田山町岡田、和田山町竹田、和田山町三波、和田山町藤和、和田山町久世田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町柴、山東町与布土、山東町森、山東町三保、山東町柿坪、多々良木、石田、澤、山内、羽瀨、山口、佐囊及び岩津	同 上
同 上	宍粟市のうち山崎町小茅野	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥金近、奥長谷、本郷、才金、平松、西下野及び乃井野	同 上
神戸市	神戸市のうち北区、須磨区及び垂水区	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町関及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同 上
明石市	明石市のうち西明石北町1丁目、2丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち二見町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上塚	同 上
芦屋市	芦屋市のうち呉川町及び西藏町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち野間	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町出、若狭野町福井、矢野町榊及び矢野町能下	同 上

豊岡市	豊岡市のうち佐野、戸牧、岩井、伊賀谷、竹野町森本、竹野町金原、竹野町川南谷、日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、日高町河江、出石町暮坂及び但東町奥赤	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋、御津町苜屋、御津町中島及び御津町碓岩	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同 上
西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、住吉町、比延町、出会町及び黒田庄町船町	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山3丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち中央町、小花及び錦松台	同 上
小野市	小野市のうち脇本町	同 上
三田市	三田市のうち天神、西山、南が丘、横山町、三輪及び屋敷町	同 上
加西市	加西市のうち東笠原町、上宮木町、青野町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町大新屋、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町田路、山南町西谷、山南町和田、山南町若林、山南町小野尻、山南町小畑及び山南町山本	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち広田広田、賀集牛内、北阿万稲田南、阿万塩屋町、倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、市善光寺及び志知中島	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑、遠田、高山	同 上
宍粟市	宍粟市のうち波賀町皆木、波賀町野尻、波賀町鹿伏、波賀町引原及び山崎町小茅野	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち紫合、銀山、槻並、万善及び北田原	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区東山、中区田野口、加美区山寄上、加美区鳥羽、加美区清水、加美区轟、加美区西山、及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち大畑、作畑、新野、野村、高朝田、宮野、南小田及び上小田	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口及び高岡	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上

美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原及び竹田	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方及び氷上町中	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉	同 上



兵庫県告示第1055号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成23年 9月22日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 播水工業株式会社
主たる営業所の所在地 加古川市神野町神野155番地の1
代 表 者 の 氏 名 織 田 賢 三
許 可 番 号 兵庫県知事許可（般-23）第403788号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
（注2）「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。
（注3）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成23年10月 8日から同月22日までの15日間
- 4 処分の原因となった事実
播水工業株式会社は、地方公共団体に提出する競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料等において、証明日を改ざんした建設業許可証明書を提出した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第1056号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成23年 9月 9日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 株式会社白木工務店
代 表 者 の 氏 名 白 木 雅 彦

営業所の所在地 西宮市川西町8番13号
 許 可 番 号 兵庫県知事許可（般一22）第211669号
 許 可 年 月 日 平成22年6月30日

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
 （建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定に基づき、兵庫県公報によりその事実を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。



兵庫県告示第1057号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間

平成23年10月28日から平成24年3月2日まで

3 作業地域

宍粟市



兵庫県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年10月8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年10月7日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市網干区余子浜字村裏221番2から 同 市網干区興浜字式ツ樋1313番1まで	旧	19.0から 31.0まで	203.0	
		新	21.0から 30.0まで	203.0	



兵庫県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年10月7日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年10月7日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 本郷藤坂線	篠山市藤坂字六ノ坪276番4から 同 市藤坂字板坂161番1まで	旧	4.0から 14.0まで	315.0	一部 予定地
	篠山市藤坂字六ノ坪276番4から 同 市藤坂字板坂104番1まで		10.0から 43.0まで		
	篠山市藤坂字六ノ坪276番4から 同 市藤坂字板坂104番1まで	新	10.0から 43.0まで	434.0	



兵庫県告示第1060号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H23但豊位置 0003号	23.9.21	豊岡市高屋字立縄手337番10	4.00	5.74

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
相生市古池本町407番5、408番1の一部、408番4、410番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
相生市若狭野町野々821番地
太陽太志建設株式会社 代表取締役 嶋村育世
- 3 許可年月日及び許可番号
平成23年6月30日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－5号（23相生）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山崎ショッピングセンター
所在地 宍粟市山崎町中井7-4

- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 山崎商業開発株式会社
 代表者の氏名 恒 田 満
 住所 宍粟市山崎町中井7-4
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
 ア 変更前
 高 橋 宣 久
 イ 変更後
 恒 田 満
- 4 変更年月日
 平成23年5月6日
- 5 届出年月日
 平成23年8月31日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課
 (2) 縦覧期間
 平成23年10月7日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成24年2月8日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年10月7日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
 蛍光軟X線分析用シリコンドリフト検出器 一式
- (2) 調達物品の仕様等
 契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
- (3) 納入期限
 平成23年12月26日（月）
- (4) 納入場所
 兵庫県立大学高度産業科学技術研究所ニュースバル放射光施設 赤穂郡上郡町光都1丁目1番2号
- (5) 入札方法
 上記(1)の物品について入札に付する。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3丁目1番2号
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 担当 宮本
電話 (0791) 58-0249
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年10月7日（金）から同月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年11月2日（水）午後1時30分
兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所1階 応接室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年11月1日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年10月31日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成23年10月17日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。